

第 1 回理事会報告

(書面理事会)

5月23日(土)に予定していた第1回理事会の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県看護協会定款第41条に基づき、理事の書面による意思表示をもって、決議の省略の方法により書面理事会とするとして、理事全員の同意を得、監事からの異議も無かったことから、令和2年度第1回理事会は書面理事会という形となりました。

第1回書面理事会の決議の目的である事項について提案書を作成し5月15日に理事及び監事の全員に文書を発送しました。その結果、当該7議案について、5月23日までに理事全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、すべての監事が異議を述べなかったことから、一般法人法第96条及び定款第41条に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認する旨の理事会決議があったものとみなされました。

- 決議事項は提案1. 会長の代行順序(案)について
提案2. 令和元年度事業報告(案)について
提案3. 令和元年度決算報告(案)について
提案4. 委員について
提案5. 長崎県看護協会あり方委員会(案)の設置について
提案6. 職員の夏季賞与支給(案)について
提案7. 規則について [給与規程(案)] 以上でした。